

▼ 写真説明

▼ 市営住宅完成近し（下）住宅不足の室蘭市も年々公営住宅が建設されているが、昨年引継ぎ用見町に総工費八百六十六万円（土戸二千戸）御崎町に一千三百七十六万円（土戸一千戸）を着工何れも順調に工事が進み近く鉄筋豪華の近代的優美

社施設として道内各市にさきがけ

な姿が完成することになった。▼

昭和四年工事中止以来沿線村はもとより室蘭、苦小牧をはじめ

市内東中学校屋内運動場は上賀茂町に着手されたが、この建坪百八

十坪のしよう酒をもば出来上り三月下旬には愈々市民におめでたし

て、気の毒な方々のお役に立つことだらう。▼ 蘭東中運動場（中）

富士製錬の絶大なる協力の下に東北、北海道にさきがて冬季屋内

スポーツセンターとして誕生する

関する法律で二十才未満の子供を扶養している未だ人などに経済的に困難であり教育委員会、市議会の全面運動として自立意識の向上を計るため生

業事業等資金の貸付を行ふやうにありますので御知らせします。

1、離婚した女子であつて現に婚烟をしていない者。

2、配偶者が海外にあるためその子。

3、配偶者が海外にいる女子。

4、配偶者が海外にいるためその子。

5、配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる女子。

6、前号に掲げる者に準する女子であつて政令で定める者。

1、生業資金の貸付は五万円以内。

2、支度資金の貸付は一万五千円以内。

3、技能習得資金の貸付は知識、技能を習得している期間中本人につき月額千円以内びその扶養してゐる児童一人につき月額五百円百円以内。

4、生活資金の貸付は技能習得資金の貸付を受けた知識、技能を認められたものに限られる。

5、事業継続資金の貸付は一回につき三万円以内。

6、修業資金の貸付は高等学校に就学する者に係るときは、就学期間中月額五百円以内、大学に就学し又は実地修練を受けている者に係るときは、就学期間中月額五百円以内。

7、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

陳情はどうなつた

日勝線

昭和四年工事中止以来沿線村はもとより室蘭、苦小牧をはじめ内線を去る十六日の鉄道建設審議会で正式着工に決定した。関係地

元出資來函に譲りを始め開発部局の今日迄の協力と理解に対する感謝の意を表す。また本州に直結し更に本道の悩みとする冬雪害の恐れのない幹線が完成することを考えるとさく再建日本に貢献することの大なるものがある。再開の初夏内線工事は新年度早々着手されることになるが完成の暁には希望の根雪線に連絡されるので室蘭港の役割も一段の飛躍を期待される。

栄高改築

大正六年旧室蘭中学校として建設され以来三十七年、廢校長だしが決定は教務委の問題であり、教務委においてもその必要性は認めていたが子育の関係で実現がはまっていた。然し最近の実状は校舎の腐蝕の度は加速度を加えており、反面市勢の發展に伴う子弟の増加とともに建設が目的達成も困難であり教育委員会、市議会の全面運動として自立意識これが実現を計ることになり、この際改築の機会に蘭東地区への移転を考慮教地を提供の上強力に運動を行うことになった。

札室道路

札幌に通する札幌、室蘭間地方費道の改修は道開発計画の一環として叫ばれてゐるところ、昨年來札幌、室蘭をはじめ沿線市町村による改修促進期成会が結成されたが、このほど道開発局とも連絡の下にて開催されました。

以上の場合市町村に証明書を返納しなければならない。

登録の必要もありません。

以上の手続で判らぬことがあり

なぞ、外国人の婚姻、出生届はましら市役所総務課庶務係に御聞合せ下さい。

市役所で取扱いません。また住民登録所で取扱いません。また住民登録

地記載の書換え申請だけでもよい

例が設定された。

▽ 室蘭市消防部設置条例中改正 従来の水上消防団が、一月八日

発展的に消防艇とし市消防艇に統轄されることになった。

▽ 室蘭市生業資金貸付条例施行規則 则

昨年六月生活困難な市民に資金を貸付け独立の生計を立てさせることを目的とした室蘭市生業資金貸付条例が制定されたが申請償還等について今回規則が定められた。

▽ 室蘭市街道路設置条例施行規則 则

さきに制定された室蘭市街灯交付を受ける手続きや基準が定められた。

◎ 満三才以上の方で保護者が病氣とか又は労働等の關係、日々家庭の保育に欠ける方で、福祉法の皆さん市税の納入はお済みですか

予算市議會始る

定期會 會期は二十日間

議會は新装なつた

納稅で出来る

良い街、好い港

監査委員に吉田 氏再選

常勤の監査委員吉田一氏は、月

二十二日を以て任期満了したので二

月二十六日の市議会に後任として選任同意を提案の結果同氏が責任

された。

内 このようになつてあります。くわしい事は福祉事務所に御問合を下さい。なおこのほかに現住母子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 7、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 8、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 9、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 10、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 11、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 12、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 13、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 14、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 15、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 16、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 17、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 18、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 19、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 20、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 21、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 22、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 23、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 24、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 25、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 26、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 27、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 28、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 29、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 30、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 31、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 32、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 33、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 34、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。

内 35、修業資金の貸付は児童が知識、技能を習得する中年をこえない範囲内において月額千五百円以下下さい。なおこのほかに現住母

子生業資金（限度五万円）を三ヶ月まで支度金交付致しております。